

分権推進プログラム

平成 13年 12月

大 阪 市

はじめに

大阪市では、平成13年3月に、平成13年度から5年間を計画期間とする「新行財政改革計画」を策定しました。

また、その中で、「住民に身近な行政はできる限り住民に身近な地方自治体が実施する」という地方分権推進の基本的な考え方に基づき、市民の皆様と協働して自立的・総合的に都市施策を企画・実施する分権型行政運営システムの構築をめざすこととしています。

本市としては、こうした考え方に沿って、「新行財政改革計画」に掲げられた

- (1) 市民参画・協働による事業展開を図るための新規事業や事業の充実
- (2) 各局事業所への権限移譲
- (3) 国等に働きかけを行っていく権限移譲や関与等の見直し

の各項目について具体化を検討し、これらのうち、現時点で既に着手又は直近に取り組むことを予定している項目について、「分権推進プログラム」として取りまとめました。

今後、このプログラムに基づいて全市的に様々な取組みを進めてまいりますので、市民の皆様方の積極的な参画をお願い申し上げます。また、皆様方のご意見を反映させながら、より一層の分権型行政運営システムの実現をめざして、さらに新たな事業の推進や事業手法の改善などに取り組んでまいります。

目 次

基本的な考え方	1
市民参画・協働による事業展開を図る項目	
1 分権型行政運営システムを支えるツールとしての諸制度の整備を図る項目	
(1) 情報公開制度の充実	3
(2) インターネット、ホームページの活用	4
(3) パブリック・コメント制度の導入	4
(4) 市民意見・要望の把握	4
(5) 区における多様な市民ニーズの市政への一層の反映	5
(6) 審議会等の設置及び運営の適正な推進	5
(7) 職員研修の充実	5
2 市民参画・協働で推進する具体的事業	
(1) 市民の自主的・主体的な活動の推進	6
(2) 市民公益活動団体と連携した事業実施	9
(3) 市民と協働した事業実施	10
各局事業所への権限移譲の方向性及び項目	14
国等に働きかけを行っていく権限移譲や関与等の見直しの項目	
1 地域の実情に即した施策を実施するために必要な項目	15
2 市民・事業者の負担軽減のために必要な項目	16
3 行政目的の効果的な達成のために必要な項目	16
4 市の事務の効率的又は円滑な執行を図るために必要な項目	16

基本的な考え方

本年 3 月に策定した「新行財政改革計画」では、その基本方針のひとつとして、市民と協働して自立的・総合的に都市施策を企画・実施する分権型行政運営システムの構築を掲げている。

住民に身近な行政はできる限り住民に身近な地方自治体を実施するという地方分権推進の基本的な考え方に基づき、自己決定・自己責任の原則のもと、市民ニーズを的確に把握して、地域の実情に応じた総合的な施策を自ら企画し、市民との良好なパートナーシップにより実施することができる、地方分権の時代にふさわしい分権型の行政運営システムを構築していくことが求められている。

とりわけ、市民と日常的に接する区役所や事業所等において、日常業務を通じて得られた市民意見・要望を市政に的確に反映させるとともに、それらが市民活動の支援や協働の拠点としての役割を果たすことが重要であり、そのパイプ役を行政責任として果たし、コーディネートを行うことによって、地域に根ざした市民の「住みやすいまち」づくりが実現される。

また、市民の参画・協働による事業を進めるにあたっては、行政としての役割を踏まえて、市民と行政がそれぞれの役割分担のもとで諸課題に取り組み、企画段階から事業の実施段階まで、あらゆる段階において市民が参加し、協働できるしくみをつくる必要がある。その参画・協働の手法は、事業内容や段階によって様々であるが、今後、こういった視点から、市政のあらゆる分野において、市民の参画・協働による事業推進が可能であるかを検証し、適切な手法を用いて事業推進を図っていかなければならない。

同時に、本市が市民の視点に立った総合的な施策を自ら企画し、責任をもって実施するために、税源移譲や都市税源の拡充など大都市税財政制度の確立を図るとともに、より広範な事務権限の移譲及び関与の見直しを実現し、大都市制度の確立を図ることも必要である。

こうした趣旨から、「新行財政改革計画」に掲げられた分権型行政運営システム構築のための方策を、より具体的に推進していくため、

市民参画・協働による事業展開を図る項目

各局事業所への権限移譲の方向性及び項目

国等に働きかけを行っていく権限移譲や関与等の見直しの項目

について、当面の方策を「分権推進プログラム」としてとりまとめた。

今後、これらの項目にとどまらず、プログラムの趣旨に沿って、本市の実情に即した新たな事業の実施や事業手法の改善、また新たな制度改善要望等にも積極的に取り組んでいくほか、よりきめ細かな地域との双方向の情報交流を図るためのしくみづくり等、市民参画・協働を図っていくための行政運営システムについても、改善に向けさらに検討を進める。

さらに、この「分権推進プログラム」に基づき全市的な取組みを進めながら、市民活動の推進に関する条例の制定に向けた取組みなど、より一層の推進方策の整備を行う。

I 市民参画・協働による事業展開を図る項目

1 分権型行政運営システムを支えるツールとしての諸制度の整備を図る項目

(1) 情報公開制度の充実

情報公開条例の適正な運用

ア 「情報公開条例」の適正な運用を図り、市民に対する本市の説明責務を全うするとともに、透明で開かれた市政の実現を図り、市民の市政への積極的な参加を推進する。

イ 情報公開の積極的な推進を図るため「情報公開条例 解釈・運用の手引」を活用し、新規採用者研修等で情報公開に関する講義を行うとともに、広聴広報委員（幹事）会議、情報公開・個人情報保護主任会議等において趣旨の徹底を行う。

情報提供制度の充実

ア 公文書の公開をはじめ市政情報の提供を適時かつ適切に行うことや、本市の長期計画、重要な基本計画等の情報の公表等を積極的に行うため「情報の提供及び公表の実施に関する指針」（仮称）を平成 13 年度中に策定する。

イ 行政資料センター及び公文書館において、本市の情報化の推進に伴い、紙以外の多種多様な記録媒体（ビデオ・CD等）により作成された行政刊行物に対応する閲覧用設備の充実等を図る。

ウ 有償刊行物の取扱いの拡充を図るとともに、その概要についてインターネット・ホームページ等により写真等の映像も含めた情報提供を行う。

出資等法人の情報公開の充実

出資等法人に関する情報を積極的に公開するため、平成 13 年度に、本市の出資比率 50%以上の法人については、モデル要綱を参考としてそれぞれの要綱を設けることにより各法人の情報公開を実施するとともに、本市と密接な関係にある法人の定款、役員名簿や各種の財務諸表を公文書館及び行政資料センターに配架を行う。

(2) インターネット、ホームページの活用

各局・各区ホームページの開設による大阪市ホームページの充実

ア 「ホームページ整備にかかるガイドライン」に基づき、大阪市ホームページのもと、平成 13 年度中に各局・各区のホームページを開設し、提供情報内容の充実により情報発信力を高めていくとともに、各種サービスの総合的な案内や各種申請書様式の提供を行うなど、市民の利便性の向上を図る。

イ 市民にとってわかりやすい行政の実現を図るため、ホームページを通じて、各種計画・主要事業等施策情報の積極的な提供を行うとともに、市民からの意見・要望の聴取など市民との双方向の情報交流の推進を図る。

電子行政手続の検討

インターネット等を活用した利便性の高い市民サービスを提供していくため、各種申請・届出等行政手続きの電子化について、国等の動向を踏まえつつ、具体的な検討を進める。

電子会議室の開設

インターネットを利用し市民が市政の課題等について議論し、政策提言等を行う場となる電子会議室の開設に向けて取り組む。

(3) パブリック・コメント制度の導入

市民生活に影響を与える制度の導入や計画の策定に際して、インターネット、電子メール等を活用し、積極的に市民からの意見・要望の聴取を行うためパブリック・コメント制度の導入を図ることとし、13年度中に指針を作成する。

(4) 市民意見・要望の把握

日常業務や施設の特性をいかした意見等の把握

ア 市民利用施設の運営についての市民要望・意見を反映するために運営委員会を設置し、委員を選任する。また、意見箱等の設置により市政に対する意見の把握に努める。

イ 事業所等においては、市民の参画・協働による事業の具体実施を通じて市民意見の把握に努める。

インターネットによる市民意見・要望の把握

各事業や施策全般に対する市民からの意見・要望・提言等を積極的に収集し、市民ニーズの把握ができるようにホームページを整備し活用する。

「市民の声」のデータベース化

庁内情報ネットワークを効果的に活用して、「市民の声」のデータベース化を図り、市民からの意見・要望の分析と全庁的な共有化を行うことにより、「市民の声」のより一層の施策への反映と各局窓口でのきめ細かな対応に努める。

(5) 区における多様な市民ニーズの市政への一層の反映

区行政連絡調整会議や同小会議等の一層の活性化により、日常業務等を通じて把握した区民の意見・要望をもとに、多様な市民ニーズを各事業に反映させるため、その活用を図る。

(6) 審議会等の設置及び運営の適正な推進

「審議会等の設置及び運営に関する指針」に沿って適切な審議会の設置・運営を推進し、行政運営の透明性の向上、簡素効率化、総合化等を図り、市政に対する市民参加を促進する。

(7) 職員研修の充実

市民への説明責任など市民との円滑なコミュニケーションをよりいっそう深めるための研修や、市政の第一線で市民と直接に接する職員が職場で得る経験や提案・意見などを活かした研修、また、市民と直接に接する職員や市民公益活動等に携わる市民を、講師や助言者とした研修などを実施し、職員の理解と認識を深めるとともに、市民との協働を実践していくための研修の推進を図る。

2 市民参画・協働で推進する具体的事業

(1) 市民の自主的・主体的な活動の推進

市民活動に関する情報提供、相談、コーディネート

各区における情報提供、相談の実施

区役所等において区民がボランティア活動などの市民公益活動に関する情報を入手できるよう、ボランティア情報センター等とも連携した情報提供や相談について検討する。

ボランティア、市民リーダー等の育成

[ボランティアの育成]

スポーツボランティア活動の促進

継続したスポーツボランティア活動を希望する人たちを対象に、スポーツボランティアリーダー育成講習会を実施し、本市のスポーツボランティアリーダーとして登録したうえで、本市で行われる大規模競技大会や各種のスポーツイベントにおいてスポーツボランティアのリーダーとして活躍してもらうため継続的に必要な情報を提供するとともに、相互の交流を促進し、自主的な組織化につなげていく。

観光ボランティアの充実

観光ボランティアの充実を目指し、育成講座の充実や、大阪観光ボランティア協会の自主的運営の促進を図り、他のボランティア組織との連携を強化する。また、案内エリアの拡大を図る。

まち美化パートナー制度の充実

平成13年9月末現在、31団体が参加し、ターミナル等の環境美化活動に取り組んでいるが、参加団体の倍増を目標に、制度の充実を図る。

全市一斉清掃の充実

年1回・市内全域の公共スペースにおけるボランティアによる環境美化活動について、より広く市民に参加していただけるよう、周知方法等の充実を図る。

リフレッシュ瀬戸内の充実

舞洲緑道、人工磯でのボランティアによる環境美化活動について、より広く市民に参加してもらえよう、周知方法等の充実を図る。

青少年消防技術公開講座の開設

平成 13 年度から、市内在住、在勤又は在学の青少年を対象に講座を開催し、災害時の活動技術の習得を図り、次世代の防災を担う人材を育成する。

応急手当の普及啓発の充実

普及啓発事業を継続実施するとともに、再講習の実施により、知識・技術の維持・向上を図る。

女性防火クラブ員育成の充実

クラブ員 7 万人体制の維持を図るとともに、平成 13 年度からの再研修の実施など研修の充実により、知識・技術の維持向上を図る。

「出会い・ふれあい 2 1」事業(学校支援人材バンク活用事業)の充実
人材バンク登録者の増加と各学校園での活用回数の増加を図る。

生涯学習ルーム事業の充実

モデル事業の実施や実践交流の機会の充実などを「大阪市生涯学習推進員協議会」と協働しながら実施し、事業の充実を図る。

生涯学習インストラクターバンク事業の充実

生涯学習インストラクターバンクの募集、研修事業や紹介事業の充実を図る。

[市民リーダー等の育成]

人権啓発推進員の充実

現在活動している人権啓発推進員の人権教育・人権啓発のさらなる取組みへの参画のあり方や、推進員の中核となるリーダーの養成手法を検討し、人権啓発推進員の充実を図る。また、区の特性に応じた、より効果的な取組みを図っていく。

グリーンコーディネーターの育成

現在活動している緑化リーダーの中から、総合的な地域緑化活動の担い手となる専門的知識を有した人材育成を平成 13 年度から開始し、順次増員を図り、「花と緑と自然の情報センター」を拠点として、講習会の開催など、緑化リーダーと協力して花と緑のまちづくりを進める中心的な役割を担っていただく。

廃棄物減量等推進員の育成

ごみの減量・リサイクルのためには市民の自発的な取組みが不可欠であることから、行政との密接な連携の下に、地域におけるリーダーとして、ごみの減量・リサイクル等を推進する廃棄物減量等推進員の設置・育成を図る。

地域防災リーダー育成の充実

研修内容を定期的に検討し、研修方法の充実により、防災知識・技術の一層の向上を図る。

地域におけるネットワーク活動の展開

地域ネットワーク委員会活動の強化

地域ネットワーク委員会活動の強化について、平成 13 年度に検討を行い、委員会を核として民生委員、相談機関等との連携などの充実を図る。

生涯学習推進員養成事業の充実

「知縁」コミュニティの核としてさらに位置付けを強め、養成人数の拡大を図る（平成 15 年度に 1,000 人を目標）とともに、生涯学習推進員養成講座等のプログラムに、「生涯学習によるまちづくり」の内容を一層強化し、「生涯学習推進員区連絡会」と区役所との連携を深め、市民と行政の協働による生涯学習のまちづくりをすすめていく。

活動拠点の確保

市民活動拠点としてのコミュニティ協会の充実強化

区内の各種団体のボランティア活動について、コミュニティ協会との連携も含め、団体事務局機能のより一層の支援を図るとともに、市民活動拠点としてのコミュニティ協会の充実強化を図る。

福祉人材開発・研修センターの整備

平成 14 年度にセンターを開設し、今後、保健・福祉を担う幅広い人材の育成や研修を進める。

花と緑と自然の情報センターの整備

花と緑の情報ネットワークの中核施設として平成 13 年度にセンターを開設。地域の緑化リーダー、グリーンコーディネーターをはじめ、緑をはぐくむ人々の活動拠点としての役割を担う。

総合生涯学習センターの整備

生涯学習活動に取り組む市民グループ・NPO等との連携について検討し、平成 14 年度にセンターを開設する。

(2) 市民公益活動団体と連携した事業実施

協働のための諸団体とのネットワークの強化

野宿生活者への自立支援におけるNPO等との連携

NPO等と連携・協力して自立支援事業を引き続き実施するとともに、自立支援に関する情報交換、研究協議等を行う。

「すこやか大阪21」の推進におけるNPO等との連携

平成 13 年度から 10 ヶ年の健康づくり計画である「すこやか大阪 21」の推進にあたり、公募による市民代表を含む「大阪市健康づくり懇話会」からの助言を得るとともに、ボランティア、NPO等との連携を図る。

高齢者の在宅生活への支援におけるNPOとの連携

介護保険オンブズマンへの研修依頼や、高齢者外出支援サービス（介護保険外）について、平成 13 年度から、モデル事業としてNPOに対して補助を行う。

「ごみゼロネット大阪」との連携

NPO法人格を取得した「ごみゼロネット大阪」に参画し、本市の情報、ノウハウを提供するとともに、市民・事業者が持っている情報を得て施策にフィードバックする。

市立環境学習センターにおけるNGO、NPOとの連携

環境保全活動におけるNGO、NPOの活動の発表の場、交流の場の提供を図り、連携を充実する。

「大阪自然史センター」の設立

平成13年度に特定非営利活動法人「大阪自然史センター」として設立し、自然史博物館と連携して友の会事業、ミュージアム・サービス事業、ボランティア事業、出版事業などを行う。

活動基盤づくりへの支援

市民公益活動の基盤づくり

平成13年2月に策定した市民公益活動推進指針に基づいて市民公益活動との協働を進めるにあたっての、具体的な手法について検討する。

(3) 市民と協働した事業実施

[人権施策]

外国籍住民施策の充実

平成13年度に生活意識等調査を実施するとともに、外国籍の委員を含む有識者会議での議論を踏まえ、平成15年度に外国籍住民施策基本指針の見直しを行い、充実を図る。

[男女共同参画]

男女共同参画施策の充実

平成13年度に新たな目標を掲げて現在の男女共同参画プランを改定するほか、男女共同参画懇話会において、市民意見を募集した上で、男女共同参画社会の形成に向けた条例の制定に向けて取り組み、平成14年度に条例化を図る。

[子育て・青少年健全育成]

青少年交流促進事業（ふれあいツアー2001）の開始

地域活動の核となる青少年による事業の企画・運営により、子どもたちの心身とも健やかな成長に資するため、青少年交流促進事業のひとつとして、平成13年度から「ふれあいツアー2001」を実施する。

ファミリーサポート事業の充実

「子育ていろいろ相談センター」において、平成 12 年 7 月よりモデル事業として実施しているが、平成 13 年度に全市において実施する。

[文化・スポーツ施策]

総合型地域スポーツクラブの育成

地域住民が主体となって設立・運営し、地域のだれもが身近でいつも手軽にスポーツを楽しむことのできるクラブづくりを目指してあり方の研究検討を行うとともにクラブ設立に向けたプロジェクトを立ち上げ具体的にモデル開発を進める。

メルボルン / 大阪ダブルハンドヨットレースのボランティア参加の充実

平成 15 年に開催予定のレースにおいてボランティアグループの参加の充実を図る。

[緑化の推進]

「ふれあい花壇」の実施

市民グループに公園の一角を提供し、自主的に花壇づくりを行っていただく制度について検討し、平成 14 年度から各種地域団体や区役所との緊密な連携のもとに実施していく。

区における緑化相談事業の充実

区役所と公園事務所との連携を図りながら区レベルでの緑化講習会や緑化相談事業の充実を図る。

[地域の活性化]

校下レベルでのコミュニティ事業の展開

コミュニティ協会の充実を図る中で事業展開の内容を検討していく。

大阪市民音楽祭の市民参画による事業実施

これまで民間事業者への委託により実施してきたが、平成 14 年度以降、企画段階や運営に市民の参画を得た事業実施形態への移行を図る。

[まちづくり]

交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基本構想の策定

高齢者や身体障害者等の当事者、地域住民等の関係者の意見、利用者のニーズを反映した交通バリアフリーに関する基本構想の策定に向け取り組む。

みんなのわくわく公園づくりの充実

公園愛護会や地域住民、NPOなどとの連携手法を検討し、花と緑の情報ネットワークを活用しながら計画構想段階から将来の管理運営まで住民と協働して公園活性化のプログラムを検討し事業の充実を図っていく。

御堂筋活性化事業

御堂筋を、国際集客都市大阪のシンボルとしてふさわしい街としていくため、沿道企業、経済団体が設置する「タウンマネジメント組織」とともに事業展開を図る。

まちづくり協議会との連携による住環境の形成・整備の推進

HOPEゾーン事業や老朽建築物密集市街地整備事業等において、まちづくり協議会との連携により、住環境の形成や整備の充実を図る。

土地区画整理事業への市民参画の拡充

土地区画整理事業による公共施設の整備や施行者管理地の活用について、住民の意見・要望を取り入れるために、協議会等の活動を拡充する。

地域まちづくり活動支援の充実

まちづくり活動支援制度の活用を促進するとともに、市民のまちづくりについての意識や関心を高めるための普及啓発に努める。また、区役所と連携し、まちづくりに関する情報提供やきめ細かな相談・助言の充実を図る。

[都市環境の保全]

下水の高度処理水などの利用によるせせらぎの整備

下水処理場内において、周辺住民との協議を行いつつ、市民が親しめるせせらぎの整備を図る。

市民団体による道路上の違反広告物の除却事業

大阪市屋外広告物審議会に諮問し、条例改正等により制度を整備した上で、平成 14 年度から市民ボランティア団体等を募集して、事業を実施する。

[中小企業施策]

大阪産業創造館事業の充実

中小企業と接する機会の多い関係機関等とタイアップすることにより大阪産業創造館に対する企業ニーズの把握を図るとともに、大阪産業創造館の実施する事業の情報を積極的に企業に提供し、利用を促進する。

[社会教育・生涯学習]

区における生涯学習推進事業の推進

「区生涯学習推進計画」(平成 12 年度に策定、平成 17 年为目标年度)の具体化を区民参加のもとに進めていく。「生涯学習推進区民会議」による区生涯学習推進計画進捗状況調査を実施するとともに、生涯学習のまちづくり推進事業を実施する。

[開かれた学校づくりと地域コミュニティの形成]

「開かれた学校づくり推進」事業の実施

平成 13 年度にモデル事業を実施し、今後の方向性を打ち出した上で、学校運営に保護者や地域住民の意向を反映させ、学校・家庭・地域が連携して学校運営を行う方策を整備するとともに、地域コミュニティの形成を図る。

各局事業所への権限移譲の方向性及び項目

市民に身近な行政機関である事業所において、市民サービス向上と事務事業の効率化・迅速化を図る観点から、許可業務の一部や事務を事業所に権限移譲し、機能充実を図る。

道路占用許可業務（一部）の工営所への移譲

市民生活に密着した道路占用許可業務について、平成 13 年度に、本課から工営所へ移譲する。

一定口径以下の下水道管渠の設計業務の下水道管理事務所への移譲

口径 900mm 以下の下水管渠の設計業務を、予算執行権限も含め、本課から管理事務所へ移譲する。

国等に働きかけを行っていく権限移譲や関与等の見直しの項目

機関委任事務制度の廃止等の分権改革の成果を踏まえ、新たな事務区分のもと、基礎的自治体であるとともに、人口、経済活動が高度に集積する大都市である本市が、市民の視点に立った総合的な施策を自ら企画し、責任をもって実施するためには、より広範な事務権限の移譲及び関与の見直しを実現し、大都市制度の確立を図ることが必要である。このため、次に掲げる当面特に積極的に要望すべき権限移譲や関与等の見直しの項目について、国等関係機関への働きかけを行っていく。

1 地域の実情に即した施策を実施するために必要な項目

工場等制限法の廃止を含む抜本的な見直し

勤労青少年福祉法に基づく「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」に係る規定の廃止

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく自動車使用管理計画策定等の事業者指導に係る権限の移譲

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく特定自動車排出基準の設定についての意見提出権限の付与

環境影響評価法に基づく主務大臣及び事業者等への意見提出権限の付与

屋外広告物の簡易除却対象物件の範囲の拡大

違法屋外広告物に対する広告主の責任の明確化

土地区画整理事業における事業計画の設計の概要についての地方整備局長等の認可の廃止

教科書採択に関する道府県教育委員会の指定都市教育委員会への指導助言義務の廃止

2 市民・事業者の負担軽減のために必要な項目

介護老人保健施設の開設許可権限の移譲

薬局等の開設・変更許可権限の移譲

適正計量管理事業所の指定に関する権限の移譲

市街地再開発事業における組合の設立及び個人施行の認可等の権限の移譲

液化石油ガスの貯蔵施設の設置・変更の許可等の権限の移譲

高圧ガスに関する規制権限の移譲

3 行政目的の効果的な達成のために必要な項目

介護老人保健施設の開設許可権限の移譲

薬局等の開設・変更許可権限の移譲

市域内で完結する医療法人に対する設立認可等の権限の移譲

液化石油ガスの貯蔵施設の設置・変更の許可等の権限の移譲

高圧ガスに関する規制権限の移譲

4 市の事務の効率的又は円滑な執行を図るために必要な項目

町の新設、廃止、名称の変更に係る告示の権限の移譲・知事への事後報告化

滅失のおそれのある戸籍及び訂正の記載のある戸籍の再製についての法務局の指示の廃止・事後報告化

国民健康保険の一部負担金の割合の引下げ等に関する知事との協議の廃止

児童相談所の設備の規模等の変更の報告義務の緩和

老人福祉に関する社会福祉主事の必置規制の緩和

老人福祉計画及び老人保健計画の策定・変更の際しての道府県からの意見聴取手続の廃止・事後報告化

都市計画事業の施行・変更における知事の認可の廃止

下水道事業計画の策定・変更についての地方整備局長又は知事の認可の廃止

下水道事業計画の認可に際しての環境大臣への意見聴取手続の廃止

公営住宅の管理についての地方整備局長及び知事の指導監督の見直し

土地区画整理事業における事業計画の設計の概要についての地方整備局長等の認可の廃止

公共施行土地区画整理事業に係る事業計画に対する意見書の審査等の権限の移譲

指定都市が施行する市街地再開発事業における事業計画の設計の概要、権利変換・管理処分計画の決定・変更についての知事の認可の廃止

特定重要港湾における小規模な公有水面の埋立免許に際しての国土交通大臣の認可の廃止、事後報告化

市営交通の運賃及び料金の設定・改定についての国土交通大臣への事後報告化

軌道による運輸事業の特許制から許可制への移行

地下鉄等の工事方法書を変更する際の国土交通大臣の認可の見直し

事業用車両の最大寸法及び重量の変更に際しての地方運輸局長の認可の廃止

工業用水道事業に係る供給規程の経済産業大臣への事前届出制の見直し

工業用水道の料金変更に伴う経済産業大臣の承認の廃止

埋蔵文化財包蔵地域における開発事業者に対する発掘調査の費用負担についての法令上の規定の整備

市町村立盲学校・聾学校・養護学校の位置の変更認可の届出化

分権推進プログラム

担当 総務局 行政部 行政企画課

〒530-8201

大阪市北区中之島 1 - 3 - 20

TEL (06) 6208 - 7453

FAX (06) 6229 - 1260